

# 各務原市における岐阜県地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱

(平成19年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づき、岐阜県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む岐阜県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱について必要な事項を定めるものとする。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件については、法第37条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢が18歳以上であること（ただし、高校生を除く。）。
- (2) 市内に居住し、在勤し、又は在学していること。

(委嘱)

第3条 市長は、次に掲げる者の中から適当と認める者を推進員として委嘱する。

- (1) 岐阜県知事の推薦を受けた者
- (2) 岐阜県地球温暖化防止活動推進センター長の推薦を受けた者
- (3) 岐阜県が実施する「ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー」育成研修の修了者のうち本人が希望する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(解職)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員が市外に転出したこと等により第2条第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 推進員から申出があったとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

（守秘義務）

第7条 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに口外してはならない。

（その他）

第8条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則（平成20年9月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年2月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年9月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。